

IT 資産管理 by ジョーシス SaaS ドック サービス利用規約

総則

第1条 規約の制定目的

当社は IT 資産管理 by ジョーシス SaaS ドックサービス利用規約（別記を含みます。以下、「本規約」といいます。）を定め、これにより IT 資産管理 by ジョーシス SaaS ドック（当社が本規約以外の利用規約等を定め、それにより提供するものを除きます。以下、「本サービス」といいます。）を提供します。本サービスにかかる契約者（以下、「契約者」といいます。）は本規約を誠実に遵守するものとします。

第2条 本規約の範囲

本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の関係に適用します。また、本サービスのうち、ジョーシス株式会社（以下、「ジョーシス社」といいます。）が提供するサービス（以下、「ジョーシス提供サービス」といいます。）については、契約者とジョーシス社との間で別記に記載のジョーシス社の規定等に基づく契約（以下、「ジョーシス利用契約」といいます。）が成立するものとし、契約者はジョーシス社から役務提供を受けるものとします。なお、本規約に定めていない提供条件については、別記に記載のジョーシス社の規定等の定めるところによります。

2. 契約者とは、本規約に同意し、本サービスを利用する法人をいいます。なお、契約者は本規約の内容につき、契約者に所属する役員、従業員、又は管理下に置かれた委託先の従業員等、契約者が本サービスを利用することを認めた者（以下「利用者」といいます。）に対して説明し、同意を得たうえで本サービスを利用させるものとします。なお、契約者は利用者が本サービスを適正に利用するよう管理監督しなければならないものとします。当社は、利用者による本サービスの利用及び本規約の違反を契約者によるものとみなし、本規約に基づき対応するものとします。

3. 当社が本サービス提供の円滑な提供、運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。なお、本規約の内容が別記に記載のジョーシス社の規定等の内容と矛盾する場合には、本規約の定めが優先するものとします。

第3条 本規約の公表

当社は、当社の Web サイト(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)その他当社が別に定める適切な方法により、本規約を公表します。

第4条 本規約の変更

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を、当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 別記に記載のジョーシス社の規定等に変更があった場合は、変更後の内容の定めるところによります。

第5条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

- (1) 申込者とは、本サービスの利用を希望する者をいいます。
- (2) 契約者とは、当社と第6条第2号に定める本契約を締結している者をいいます。

契約

第6条 申込みと承諾

1. 本サービスの利用を希望する場合は、本規約を遵守することに同意し、かつ当社の定める一定の情報（以下「契約者情報」といいます。）を当社の定める方法で当社に提供することにより、当社に対し、本サービスの利用の登録を申請することができます。
2. 登録の申請は必ず本サービスを利用する法人自身が行わなければならない、原則として代理人による登録申請は認められません。また、利用希望事業者は、登録の申請にあたり、真実、正確かつ最新の情報を当社に提供しなければなりません。
3. 当社は、第1項に基づき登録を申請した事業者が、本項各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあります。
 - (1) 本規約に違反するおそれがあると当社が合理的に判断した場合
 - (2) 当社に提供された契約者情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (3) 過去に本サービス又は当社の他のサービスの利用の登録を取り消された者である場合
 - (4) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っているとして当社が合理的に判断した場合
 - (5) その他、当社が登録を適当でないと合理的に判断した場合
4. 当社は、前項その他当社の基準に従って申込者の登録の可否を判断し、登録を認める場合にはその旨を申込者に通知します。かかる通知により本規約の諸規定に従った本サービスにかかる契約が契約者と当社の間に成立します。

第7条 契約期間

本サービスの契約期間は、第6条（申込みと承諾）に定める契約の成立の日から、別記に記載のジョーシス社の規定等に定める成果物（以下、「成果物」といいます。）の内容確認が契約者とジョーシスで完了した日（以下、「業務完了日」といいます。）までとします。

第8条 契約者の地位の承継

相続または法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権のすべてを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

第9条 氏名等の変更の届出

契約者は、その氏名もしくは商号、住所もしくは所在地またはその他契約者にかかる事項について変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社に対しその届出のあった事実を証明する書類、あるいは当社の指定する資料を提示いただくことがあります。

3 第1項に規定する変更の届出を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

第10条 契約上の地位の譲渡

契約者は、本契約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

第11条 契約者が行う本契約の解約

契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の通知方法により通知していただきます。

第12条 当社が行う本契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

- (1) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービス料金または手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき。
- (2) 契約者が第6条（申込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき。
- (4) 契約者が自らまたは反社会的勢力を利用して、当社に対して詐欺、暴力的行為または脅迫的言辞を用いたとき

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。

- (1) 緊急またはやむを得ない場合
- (2) 契約者またはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知

能暴力集団もしくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、または反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。

- (3) 民事再生手続きの開始、会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続の開始もしくは破産申し立てをしたとき。
- (4) 手形交換所の取引停止処分もしくは資産差押または滞納処分を受けたとき。
- (5) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。
- (6) 別記に記載のジョーシス社の規定等に基づき、ジョーシス利用契約が解約されたとき。
- (7) 前各号に定めるほか、資産、信用および支払能力等に重大な変更を生じ、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

第13条 不可抗力

地震、津波、台風、落雷その他の天災地変、パンデミック、エピソード、交通機関の障害、戦争、暴動、内乱、労働争議、法令、規則の改正、政府の行為等、当該当事者の合理的な管理を超える事由（以下「不可抗力」という）により、本契約に基づくいずれかの当事者の義務の全部または一部の不履行または遅滞が生じた場合、当該当事者は他方当事者に対して、当該不履行または遅滞についての責任を負わないものとします。

2 本契約の履行にあたり、いずれかの当事者が不可抗力により過大な損害を被る場合は、両当事者はその負担について協議の上、解決を図るものとします。

料金等

第14条 料金

本サービスの料金は、別記に記載の料金表に定めるところによります。ただし、関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率により計算するものとします。

2 本契約の解除、本サービスの利用若しくは提供の停止、中断又は終了その他いかなる場合でも、当社は受領済みの料金を契約者に返還せず、契約者は既に支払義務の発生した料金（支払時期の到来の有無を問わないものとします。）の支払を免れないものとします。

第15条 料金の支払義務

当社は契約開始日の翌月に請求書を発行するものとし、契約者は、当社が発行する請求書に記載の支払期日までに、当社が指示する方法によりこれを支払うものとします。

2 振込手数料等支払いに要する費用は契約者の負担とします。

第16条 延滞利息

当社は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

データの取り扱い

第17条 データの利用

当社は、以下に定める情報を以下の目的の範囲内で取得、利用することがあります。

- (1) 利用する情報：成果物に記載された情報（個人情報を含みません）
- (2) 利用する目的：当社のサービスに関するご紹介・ご提案を行うこと
- (3) 利用する主体：当社および当社委託先

損害賠償等

第18条 責任の制限

当社は、本サービス（ジョーシス提供サービスは除く）を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。なお、ジョーシス提供サービスに関して、契約者に生じた損害については、別記に記載のジョーシス社の規定等が適用されるものとします。

2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、本契約に係る利用料金の合計額を上限として、その責任を負うものとします。

3 当社の故意または重大な過失により本サービス（ジョーシス提供サービスは除く）を提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

雑則

第19条 免責

当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者にかかる損害を賠償しないものとし、契約者は当社にそ

の損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任も負担させないものとします。

2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分またはその他の原因を問わず、責任も負わないものとします。

3 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責または制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第20条 本サービスの廃止

当社は本サービスの一部または全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部または全部の廃止があったときは、本サービスの一部または全部にかかる契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの一部または全部の廃止に伴い、契約者または第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、本サービスの一部または全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間をおいて、あらかじめ契約者に通知します。

第21条 法令に規定する事項

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第22条 契約者の義務

契約者は次のことを守っていただきます。

(1) 当社または第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと

(2) 利用申込みの際またはその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること

(3) 法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと

(4) 前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為をしないこと

2 契約者は前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者またはその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

第23条 契約者の協力義務

当社は以下の場合、契約者に対し、本契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、お

よび当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。

(1) 契約者による本契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合

(2) その他、当社が必要と判断する理由がある場合

2 契約者は、本サービスが不正に利用され、または利用されようとしているときには、ただちに当社に通知するものとし、本サービスの不正利用にかかる当社の調査に協力するものとします。

第24条 契約者に対する通知

契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(2) 契約者が利用申込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、または FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時または契約者の FAX 番号宛に FAX を送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(3) 契約者が利用申込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

第25条 当社の知的財産権

本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与または提示するソフトウェア等のプログラムまたは物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権およびそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社または当社の指定する者（ジョーシス社を含みますがこれに限りません。）に帰属するものとします。また、本サービスに対して、当社が提示している商標、ロゴ等は、契約者その他の第三者に対して、商標、ロゴ等を譲渡し、またその使用を許諾するものではありません。

2 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。

(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

複製・改変・編集等を行わず、また、逆コンパイルまたは逆アセンブル等のリバースエンジニアリングを行わないこと、

(2) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

(3) 当社または当社の指定する者が表示した知的財産権の表示を削除または変更しないこと

3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第26条 個人情報の取扱い

当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定める「プライバシーポリシー」(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)によります。なお、ジョーシス提供サービスに関する個人情報の取り扱いについては、別記に記載のジョーシス社の規定等に定めるものとします。

第27条 第三者への委託

契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部または一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、第18条（責任の制限）に定める範囲で責任を負うものとします。

第28条 承諾の限界

当社は、第6条(申込みと承諾)に定めるほか、契約者から本サービスの利用に関する要望があった場合に、その要望を実現することが困難なときまたは当社の業務の遂行上支障があるときは、その要望を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその要望を行った者に通知します。

第29条 管轄裁判所

契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第30条 分離可能性

本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効または法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

第31条 準拠法

本規約の解釈および適用に関する準拠法は日本法とします。

附則（令和7年10月20日 C A S 2 サ 000400015140-01号）

（実施期日）

本規約は、令和7年10月20日から実施します。

別記

(1) ジョーシス社のサービスに関わる規定

・ Josys サービス利用規約

<https://www.josys.com/jp/terms-of-service>

・ Josys IT アウトソーシング規約

<https://www.josys.com/jp/it-outsourcing-terms>

(2) 料金表

本サービスにかかる利用料金の額は、別段の定めがない限り、次表に掲げる金額とします。

料金 種別	提供条件・注意事項	金額
利用料	- 成果物の作成には、検知対象としたい端末へブラウザ拡張機能のインストールおよび従業員台帳作成が必要です。 - 未認可 SaaS についての分析をご希望の場合は、認可サービスの一覧を提供いただく必要があります。	3,000,000 円 (税込 3,300,000 円)